

福岡県公報

令和7年11月4日
第 643 号

目 次

告 示 (第633号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 公告
- 令和7年度ふぐ処理師試験の実施 (生活衛生課) 1
- 落札者等の公示 (建築都市総務課) 2
- 落札者等の公示 (建築都市総務課) 3
- 福岡県国土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (県土整備企画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 4
- 公安委員会
- 獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）の開催 (警察本部生活保安課) 4
- 獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）の開催 (警察本部生活保安課) 5
- 獣銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 5
- クロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）の開催 (警察本部生活保安課) 6

告 示

福岡県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	藤山国分線 一丁田	前	久留米市高良内町4593番1先から 久留米市高良内町4313番4先まで	13.6 ~ 30.0	263.5
			後	久留米市高良内町4593番1先から 久留米市高良内町4313番4先まで	16.7 ~ 30.6	263.5

公 告

公告

令和7年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

令和7年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

ウ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日 時	科 目	場 所
午前9時00分～ 午前9時30分	受付	

令和8年2月10日 (火曜日)	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項説明	福岡市中央区平尾二丁目1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時40分～ 午前10時40分	水産食品の衛生に関する知識 ふぐに関する一般知識	
	午前11時10分～ 午後5時00分	ふぐの処理に関する実技	

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については保健医療局保健所地域衛生部各衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、住所地及び就業地がともに県外である者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

（ア）住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

（イ）卒業証書の写し又は卒業証明書

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本を添付すること。

（ウ）視覚若しくは精神の機能の障がいによりふぐ処理師の業務を適正に行うに当

たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健福祉環境事務所等及び生活衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、180円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの用紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封の上、生活衛生課へ請求すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。ただし、保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課においては、キャッシュレス決済による納入も可能とする。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、令和7年12月1日（月曜日）から令和7年12月19日（金曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、令和7年12月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

（1）合格者の受験番号は、令和8年3月10日（火曜日）午前9時00分に発表する。発表は、保健福祉環境事務所等及び生活衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

（2）試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は生活衛生課に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名
 (仮称) 福岡県保健環境研究所新築工事

2 工事場所
 みやま市瀬高町高柳

3 工事概要
 建築一式工事 (研究所 (鉄筋コンクリート造、地上6階建て、延床面積11,002.48m²) の新築工事)

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 (1) 部局の名称
 福岡県建築都市部建築都市総務課契約室

(2) 所在地
 福岡市博多区東公園7番7号

5 落札者を決定した日
 令和7年7月31日

6 落札者の氏名等
 (1) 氏名
 前田・溝江・大藪・金子特定建設工事共同企業体
 (2) 代表者
 前田建設工業株式会社九州支店
 (3) 代表者住所
 福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号

7 落札金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
 5,929,000,000円

8 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

9 入札公告日
 令和7年5月30日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名
 (仮称) 福岡県保健環境研究所新築機械設備工事

2 工事場所
 みやま市瀬高町高柳

3 工事概要
 機械設備工事一式 (研究所 (鉄筋コンクリート造、地上6階建て、延床面積11,002.48m²) の新築機械設備工事)

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 (1) 部局の名称
 福岡県建築都市部建築都市総務課契約室

(2) 所在地
 福岡市博多区東公園7番7号

5 落札者を決定した日
 令和7年7月31日

6 落札者の氏名等
 (1) 氏名
 新日本空調・菱熱・大橋特定建設工事共同企業体

(2) 代表者
 新日本空調株式会社九州支店
 (3) 代表者住所
 福岡市博多区上呉服町10番1号博多三井ビル

7 落札金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
 4,449,060,000円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

令和7年5月30日

公告

令和7年度福岡県国土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

令和7年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和7年11月11日（火）午後1時00分

2 会場

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階 行政2号会議室

3 予定議案（審議順）

- (1) 街路事業（（都）塘ノ内砂山線）について
- (2) 街路事業（（都）宗像福間線（東郷工区））について
- (3) 街路事業（（都）志免宇美線（志免宇美工区））について
- (4) 道路事業（直方鞍手線（下新入2期工区））について
- (5) 急傾斜地崩壊対策事業（志井鷹羽台地区）について
- (6) 街路事業（（都）植木駅前線）について
- (7) 地すべり対策事業（栄谷地区）について
- (8) 急傾斜地崩壊対策事業（鳴竹一丁目地区）について
- (9) 急傾斜地崩壊対策事業（船越二丁目地区）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県国土整備部国土整備企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年11月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市大字垣生字濱974番1及び974番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市若松区大字頓田544番地

柴田 明

公安委員会

福岡県公安委員会告示第323号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年11月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年12月18日（木）午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考查
午後4時30分～午後5時30分	考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱説本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第324号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年11月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和7年12月4日（木） 午後1時30分～午後4時30分	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
令和7年12月12日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市西区今宿西1丁目14番10号 西警察署 会議室	西警察署
令和7年12月16日（火） 午後1時30分～午後4時30分	嘉麻市上山田1347番地10 嘉麻市山田生涯学習館 視聴覚室	嘉麻警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第325号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和7年11月4日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和8年1月8日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和8年1月8日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡すること。

福岡県公安委員会告示第326号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年11月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年12月14日（日）午前9時00分から午後0時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

(1) クロスボウの所持に関する法令

(2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

(3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱説本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。